

生食水発1202第1号
平成27年12月2日

厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が、平成28年4月1日から施行されます。

同法第11条の規定に基づき、平成27年11月11日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、衛生分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方をお示しした「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン～衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

つきましては、同法の理念を御理解いただき、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めるとともに、水道事業者からは、指定給水装置工事事業者に対する周知をよろしく願いいたします。

記

「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」掲載ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabet su_kaisho/index.html

以上